

## 《平成 26 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

1 日 時 平成 26 年 6 月 13 日 (金) 15:00～15:40

2 場 所 帯広市役所 10 階 第 3 会議室

3 出席者 ■情報審査会

・千々和会長 ・岡崎委員 ・加藤委員 ・藤本委員 ・三井委員

■情報審査会事務局 (総務部行政推進室)

・前田総務部長 ・草森行政推進室長 ・中里主幹 ・廣瀬法制主幹

・天池法制主査 ・和田主任補

### 《議事概要》

1 総務部長挨拶

2 会長選出

※委員の互選の結果、千々和委員を会長とすることと決定

3 会長挨拶

4 会長職務代理者指名

※千々和会長が、岡崎委員を会長職務代理者に指名

5 平成 25 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 25 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

#### <情報公開>

- ・開示請求件数 55 件 (うち取下げ 4 件) (前年度対比 9 件の増)
- ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 14 件の増、教育委員会への請求が 15 件の減 その他の実施機関は、議会への請求が 7 件の増のほかは、概ね例年並
- ・ここ数年は、概ね 50 件程度で推移
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 16 件、一部開示 24 件、非開示 11 件 (うち不存在 11 件) で、開示率 100%
- ・決定に要した期間 平均で 9.1 日、前年度と比較して、0.4 日の短縮
- ・請求者数 24 人
- ・特徴的なケースは、プロポーザル関係及び議会の政務調査費関係で複数の開示請求
- ・不服申立て 1 件

#### <個人情報保護>

- ・開示請求件数 11 件 (うち取下げ 1 件) (前年度対比 4 件の増)
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示が 6 件、一部開示が 3 件、非開示が

- 1件（うち不存在1件）で、開示率100%
- ・請求者数 7人
  - ・個人情報の開示決定にかかる不服申立て 1件
  - ・個人情報の訂正請求 なし

<平成26年度の状況>

- ・5月31日現在で、公文書開示請求 15件
- 個人情報開示請求 4件

【委員】 資料4のNo3にある「出えん比率」の「出えん」とは、どういう意味か。

【事務局】 帯広市からの関与の方法として、「出資」と「出えん」がある。

「出えん」は、お金を出して戻ってこないものであり、この点で「出資」と異なるものである。

【会長】 「出えん」の「えん」は、義捐（援）金の「えん」であって、「お金を支出する、出費する」、そういう意味と考えていいか。

【事務局】 そのとおりである。

【会長】 情報公開制度におけるここ数年の傾向、特徴はあるか。

【事務局】 同一人が複数回請求しているケースがある。

法人による営利目的と思われる請求が増えている。

その他、その時々の話題に応じた請求が増える傾向がある。例えば、ばんえい競馬が帯広市単独開催となった際や学校給食共同調理場改築に当たって、関係する請求が増えるといった傾向がある。

【会長】 帯広市のホームページに、情報公開、個人情報保護制度に関するページがある。このページのヒット数は把握しているか。

市民に限らず、どういう形で帯広市の情報公開、個人情報保護制度にアクセスできるようになっているのか。

【事務局】 手元に資料はないが、件数は把握している。

開示請求書の様式を該当するページに掲載し、請求者が手書きすることなく、自身のパソコンから入力できるようにしている。

その他、不服申立てに関する書類も記載例とともに掲載している。

## 6 その他

### （1）社会保障・税番号制度について

【事務局】 社会保障・税番号制度について説明

#### ○ 主な内容

- ・ 昨年度の当審査会で説明したが、その後明らかになってきた部分もあるため、改めて説明する。
- ・ この制度は、いわゆる「マイナンバー制度」と呼ばれている。
- ・ 制度の趣旨は、全国民にそれぞれ番号を付け、社会保障、税、災害対策の分野で利用することにより、効率的な情報管理と、諸手続における

る国民の負担軽減を図るものである。

- ・スケジュールは、来年の10月ごろに市町村から各個人に番号を通知、平成28年の1月からは法律で定められた事務について、順次個人番号の利用を開始し、平成29年からは行政機関などの間で、ネットワークによる情報のやり取りが開始される。
- ・マイナンバー制度については、利便性の向上が図られる一方で、個人情報の取扱いに関する懸念もあることから、個人情報保護の仕組みが設けられている。
- ・例を挙げると、まず、個人番号を取り扱う情報システムについて、事前に個人情報に与えるリスクを評価する「特定個人情報保護評価」を行うこととされている。その際に、システムで扱う個人情報の人数が30万人以上の場合は、「特定個人情報保護評価」について、第三者機関のチェックを受けなければならないこととされている。
- ・マイナンバー制度で扱う個人情報の開示、訂正、利用停止の手続については、マイナンバー法において、一般的な個人情報の手続とは異なるものとすることが定められている。
- ・以上の点で、本市の個人情報保護条例にも影響が出てくると想定されることから、今後、制度の内容を精査し、当審査会の意見も伺いながら検討を進めていきたい。

【会長】 個人情報保護条例の改正は、どれくらいの時期を予定しているのか。

【事務局】 平成27年10月ごろに個人番号を通知することから、来年度の前半までには条例改正の手続きを進めなければならないと考えている。

## (2) 行政不服審査法案について

【事務局】 行政不服審査法案について説明

### ○主な内容

- ・昨年度の当審査会では、国の見直し方針として説明したが、それを具現化した行政不服審査法の全部改正案が、本年の通常国会に提案され、6月6日に成立、本日公布されたので、その概要を改めて説明する。
- ・改正内容としては、新たに「審理員制度」と「第三者機関への諮問手続制度」を導入すること、「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化すること、審査請求することができる期間を「60日」から「3か月」に延長することなどとなっている。
- ・法の施行は、公布の日から2年以内となっている。
- ・新しい行政不服審査制度も、本市の行政処分に関する不服申立て一般に適用されるもので、本市の情報公開制度や個人情報開示制度における不服申立ての手続についても、これまでと同様に、基本的には、行政不服審査法に基づいて行われる。
- ・ただし、新しい行政不服審査制度には、条例で定めた場合は、審理員

制度を導入しないことも可能とするなどの規定も設けられており、本市の情報公開制度等においても、一定の見直しを検討する必要がある。

- 今後、法案の内容を精査し、当審査会の意見も伺いながら検討を進めていきたい。

【委員】 審理員はどういった所属、立場の人がなるのか。

【事務局】 国では、官房職員などから指名される仕組みだが、地方公共団体では、地方公共団体の職員の中から選ぶ仕組みとなっている。

具体的に、どの職員が担うかについて、今後検討する必要があると考えている。

【委員】 地方公共団体では、独立した組織ではなく、同じ組織の中から選んだ職員が、処分に関与しない職員となるのか。

【事務局】 処分を行う際に、決裁という手続きを経て、意思決定を行っている。

そうした手続きに関与していない職員を、審理員に選ぶことになる。

【会長】 審理員のリストは、準備されるのか。

【事務局】 法律上は、努力義務だが、審理員のリストは、あらかじめ公示しておく必要がある。

例えば、総務課の職員を指名するとか、各部の筆頭課の課長を指名するなど様々なパターンが考えられるが、その中から考え方を定めて、あらかじめ公示することが必要だと考えている。

【会長】 新たに審理員を設けるのは、処分に関与していない職員が、同じ組織の職員が行った処分に対して、若干独立した立場から、審理するという趣旨だと思う。評価は分かれるところであるが、実効性がどの程度あるのかという気がする。

【事務局】 国において、この制度を作る際に、職員ではなく、第三者を審理員にすべきといった議論があったようである。

しかし、国では、人材確保が容易ではあるものの、地方公共団体、とりわけ人口規模の小さい町村では、審理員となりうる第三者を確保することが困難であるという現実がある。

こうした中で、今まででは、処分をした職員が処分を見直す制度として異議申立てがあつたが、それよりは、権利利益を保護する形で決着したものと認識している。

【会長】 実際には、制度がスタートしてみないと、どの程度効果を發揮できるかは分からぬが、不服の制度は重要性を増しており、その辺を整理する趣旨だと思う。

## 7 閉会

【会長】 最後になるが、市民で構成される審査会であり、これからも市民目線で審査をしていきたい。引き続き、様々な意見を出していただくようお願いしたい。

以上